

聴覚・平衡・音声・言語又はそしゃくの機能障がいの状態及び所見

2 「平衡機能障がい」の状態及び所見

3 「音声・言語機能障がい」の状態及び所見

4 「そしゃく機能障がい」の状態及び所見

(1) 障がいの程度及び検査所見

下の「該当する障がい」の□に✓を入れ、さらに①又は②の該当する□に✓又は( )内に必要事項を記述すること。

- 「該当する障がい」
- そしゃく・嚥下機能の障がい  
→ 「①そしゃく・嚥下機能の障がい」に記載すること。
  - 咬合異常によるそしゃく機能の障がい  
→ 「②咬合異常によるそしゃく機能の障がい」に記載すること。

①そしゃく・嚥下機能の障がい

a 障がいの程度

- 経口的に食物等を摂取できないため、経管栄養を行っている。
- 経口摂取のみでは十分に栄養摂取ができないため、経管栄養を併用している。
- 経口摂取のみで栄養摂取ができるが、誤嚥の危険が大きく摂取できる食物の内容・摂取方法に著しい制限がある。
- その他

b 参考となる検査所見

ア 各器官の一般的検査

〈参考〉各器官の観察点

- ・口唇、下顎：運動能力、不随意運動の有無、反射異常ないしは病的反射
- ・舌：形状、運動能力、反射異常
- ・軟口蓋：挙上運動、反射異常
- ・声帯：内外転運動、梨状窩の唾液貯溜

○所見（上記の枠内の「各器官の観察点」に留意し、異常の部位、内容、程度等を詳細に記載すること。）

[ ]

イ 嚥下状態の観察と検査

〈参考1〉各器官の観察点

- ・口腔内保持の状態
- ・口腔から咽頭への送り込みの状態
- ・喉頭挙上と喉頭内腔の閉鎖の状態
- ・食道入口部の開大と流動物(bolus)の送り込み

〈参考2〉摂取できる食物の内容と誤嚥に関する観察点

- ・摂取できる食物の内容（固形物、半固形物、流動食）
- ・誤嚥の程度（毎回、2回に1回程度、数回に1回、ほとんど無し）

○観察・検査の方法

- エックス線検査（ ）
- 内視鏡検査（ ）
- その他（ ）

○所見（上記の枠内の〈参考1〉と〈参考2〉の観察点から嚥下状態について詳細に記載すること。）

[ ]

②咬合異常によるそしゃく機能の障がい

a 障がいの程度

- 著しい咬合障がいがあり、歯科矯正治療等を必要とする。
- その他

[ ]

b 参考となる検査所見（咬合異常の程度及びそしゃく機能の観察結果）

ア 咬合異常の程度（そしゃく運動時又は安静位咬合の状態を観察する。）

[ ]

イ そしゃく機能（口唇・口蓋裂では、上下顎の咬合関係や形態異常等を観察する。）

[ ]